

名古屋高等裁判所裁判官会議議事録

第1 開催日時 令和4年12月16日(金)午後4時

第2 開催場所 名古屋高等裁判所大会議室

第3 出席者 別紙出席者名簿のとおり

第4 議事の経過及び結果

1 付議事項

令和5年度における裁判官の配置等の定めについて、別添の裁判官会議資料第1に記載のとおり、出席者全員一致で議決した。

2 承認を求める事項

次の事項について、出席者全員異議なく承認した。

(1) 裁判官の配置の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の1に記載のとおり

(2) 裁判事務の分配の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の2に記載のとおり

(3) 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第2の3に記載のとおり

3 報告事項

次の事項について、報告を受けた。

(1) 事件の回付について

別添の裁判官会議資料3の1に記載のとおり

(2) 裁判官の職務代行について

別添の裁判官会議資料第3の2に記載のとおり

(3) 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について

別添の裁判官会議資料第3の3に記載のとおり

(4) 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について

別添の裁判官会議資料第3の4に記載のとおり

(5) 裁判官以外の裁判所職員の昇格等について

別添の裁判官会議資料第3の5に記載のとおり

(6) その他（文書開示）

別添の裁判官会議資料第3の6に記載のとおり

令和 4 年 12 月 27 日

議事録作成者

裁判所事務官



議 長

高等裁判所長官



(別紙)

出席者名簿

1 裁判官会議構成員

(本庁)	高裁長官	團	藤	丈	士
	判事	永	野	庄	彦
	判事	後	藤	眞	知子
	判事	長	谷川	恭	弘
	判事	杉	山	愼	治
	判事	土	田	昭	彦
	判事	松	村		徹
	判事	田	邊	三	保子
	判事	山	本	万	起子
	判事	鶴	飼	祐	充
	判事	田	中	聖	浩
	判事	寺	本	明	広
	判事	真	田	尚	美子
	判事	西	野	光	子
	判事	内	山	孝	一子
	判事	澤	村	智	子
	判事	入	江	克	明
	判事	秋	吉	信	彦
	判事	溝	口	理	佳
	判事	内	山	眞	理子
	判事	松	田	敦	子
	判事	谷	口	吉	伸
	判事	片	山	博	仁
	判事	飯	塚	隆	彦
	判事	須	田	健	嗣
(金沢支部)	判事	吉	田	尚	弘
	判事	山	田	耕	司
	判事	加	藤		靖
	判事	平	野	剛	史
	判事	南		う	らら

2 構成員以外の者	事務局次長	坂	口		亨
	民事首席書記官	原	田		明
	刑事首席書記官	橋	本	倫	夫
	総務課長	南	出	良	仁

令和4年12月16日(金)開催

裁判官会議資料

名古屋高等裁判所

目 次

第 1	付議事項	
	令和 5 年度における裁判官の配置等の定めについて	1
第 2	承認を求める事項	
1	裁判官の配置の定めの一部変更について	1
2	裁判事務の分配の定めの一部変更について	4
3	司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について	11
第 3	報告事項	
1	事件の回付について	12
2	裁判官の職務代行について	12
3	各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について	12
4	裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について	14
5	裁判官以外の裁判所職員の昇格等について	14
6	その他	14

第1 付議事項

「令和5年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法行政事務の代理順序等の定め」を別紙第1の1のとおり定める。

第2 承認を求める事項

1 裁判官の配置の定めの一部変更について

(1) 令和4年8月2日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
<p>1 本庁</p> <p>刑事第1部 裁判長 判 事 吉 村 典 晃 判 事 田 中 聖 浩 判 事 内 山 孝 一 判 事 谷 口 吉 伸</p> <p>刑事第2部 裁判長 判 事 田 邊 三保子 判 事 後 藤 眞知子 判 事 鶴 飼 祐 充 判 事 海 瀬 弘 章</p>	<p>1 本庁</p> <p>刑事第1部 裁判長 判 事 吉 村 典 晃 判 事 田 中 聖 浩 判 事 内 山 孝 一 判 事 谷 口 吉 伸 <u>判 事 須 田 健 嗣 (兼務)</u></p> <p>刑事第2部 裁判長 判 事 田 邊 三保子 判 事 後 藤 眞知子 判 事 鶴 飼 祐 充 判 事 海 瀬 弘 章 <u>判 事 須 田 健 嗣</u></p>

(2) 令和4年8月31日から、次のとおり変更した。

〔第1 裁判官の配置〕

旧	新
<p>1 本庁</p> <p>民事第2部 裁判長 判 事 長谷川 恭 弘 判 事 田 邊 浩 典 判 事 末 吉 幹 和 判 事 寺 本 明 広 判 事 松 田 敦 子</p>	<p>1 本庁</p> <p>民事第2部 裁判長 判 事 長谷川 恭 弘 判 事 田 邊 浩 典 <u>(代行)</u> 判 事 末 吉 幹 和 判 事 寺 本 明 広 判 事 松 田 敦 子</p>

(3) 令和4年9月1日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
2 金沢支部		2 金沢支部	
第1部 (民事)		第1部 (民事)	
裁判長	判 事 吉 田 尚 弘	裁判長	判 事 吉 田 尚 弘
	判 事 森 浩 史		判 事 森 浩 史
	判 事 蓮 井 俊 治 (代行)		判 事 加 藤 靖
	判 事 加 藤 靖		判 事 平 野 剛 史
	判 事 平 野 剛 史		判 事 南 うらら
	判 事 南 うらら		

(4) 令和4年10月6日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
刑事第1部		刑事第1部	
裁判長	判 事 吉 村 典 晃	<u>裁判長</u>	<u>判 事 杉 山 慎 治</u>
	判 事 田 中 聖 浩		判 事 田 中 聖 浩
	判 事 内 山 孝 一		判 事 内 山 孝 一
	判 事 谷 口 吉 伸		判 事 谷 口 吉 伸
	判 事 須 田 健 嗣 (兼務)		判 事 須 田 健 嗣 (兼務)
特 別 部		特 別 部	
裁判長	長 官 團 藤 丈 士	裁判長	長 官 團 藤 丈 士
	判 事 永 野 村 典 晃		判 事 永 野 村 典 晃
	判 事 吉 村 川 恭 弘		判 事 長 谷 川 恭 弘
	判 事 長 谷 川 恭 弘		<u>判 事 杉 山 慎 治</u>
	判 事 田 邊 藤 三 保 子		判 事 田 邊 藤 三 保 子
	判 事 後 藤 眞 知 子		判 事 後 藤 眞 知 子
	判 事 末 吉 幹 和 子		判 事 末 吉 幹 和 子
	判 事 澤 村 智 子		判 事 澤 村 智 子

(5) 令和4年11月1日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
民事第4部 裁判長	判 事 永 野 庄 彦 判 事 前 田 郁 勝 判 事 真 田 尚 美 判 事 内 山 真理子 判 事 飯 塚 隆 彦	民事第4部 裁判長	判 事 永 野 庄 彦 <hr/> 判 事 真 田 尚 美 判 事 内 山 真理子 判 事 飯 塚 隆 彦

(6) 令和4年11月15日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧		新	
1 本庁		1 本庁	
民事第2部 裁判長	判 事 長 谷 川 恭 弘 判 事 田 邊 浩 典 (代行) 判 事 末 吉 幹 和 判 事 寺 本 明 広 判 事 松 田 敦 子	民事第2部 裁判長	判 事 長 谷 川 恭 弘 判 事 田 邊 浩 典 (代行) <hr/> 判 事 寺 本 明 広 判 事 松 田 敦 子
特別部 裁判長	判 事 團 藤 丈 士 判 事 永 野 庄 彦 判 事 長 谷 川 恭 弘 判 事 杉 山 慎 治 判 事 田 邊 三保子 判 事 後 藤 眞知子 判 事 末 吉 幹 和 判 事 澤 村 智 子	特別部 裁判長	判 事 團 藤 丈 士 判 事 永 野 庄 彦 判 事 長 谷 川 恭 弘 判 事 杉 山 慎 治 判 事 田 邊 三保子 判 事 後 藤 眞知子 <hr/> 判 事 山 本 万起子 判 事 澤 村 智 子

(7) 令和4年11月29日から、次のとおり変更した。

[第1 裁判官の配置]

旧	新
<p>2 金沢支部</p> <p>第1部 (民事)</p> <p>裁判長 判 事 吉 田 尚 弘 判 事 森 浩 史 判 事 加 藤 靖 判 事 平 野 剛 史 判 事 南 うらら</p> <p>第2部 (刑事)</p> <p>裁判長 判 事 森 浩 史 判 事 加 藤 靖 判 事 平 野 剛 史 判 事 南 うらら</p>	<p>2 金沢支部</p> <p>第1部 (民事)</p> <p>裁判長 判 事 吉 田 尚 弘 判 事 森 浩 史 <u>(代行)</u> <u>判 事 山 田 耕 司</u> 判 事 加 藤 靖 判 事 平 野 剛 史 判 事 南 うらら</p> <p>第2部 (刑事)</p> <p><u>裁判長 判 事 山 田 耕 司</u> <u>(代行)</u> 判 事 森 浩 史 判 事 加 藤 靖 判 事 平 野 剛 史 判 事 南 うらら</p>

2 裁判事務の分配の定めの一部変更について

(1) 令和4年7月15日から、次のとおり変更した。

[第2 裁判事務の分配]

旧	新
<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。4</p>	<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。4</p>

0キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同

0キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同

- じ。)は、原裁判をした部に分配する。
- ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。
- ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。
- コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。
- サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

- じ。)は、原裁判をした部に分配する。
- ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。
- ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。
- コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。
- サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ イ及びエの定めにかかわらず、令和4年7月15日から同年9月14日までに受け付けた事件記録の重量が5キログラム未満の控訴事件及び抗告事件については、民事第1部、民事第2部及び民事第4部に各23分の6、民事第3部に23分の5の割合で分配する。

(2) 令和4年9月15日から、次のとおり変更した。

〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合限り、両事件を同一の部に分配する。</p> <p>(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）</p> <p>(イ) 遺産分割抗告事件</p> <p>(ウ) 行政抗告事件</p>	<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合限り、両事件を同一の部に分配する。</p> <p>(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）</p> <p>(イ) 遺産分割抗告事件</p> <p>(ウ) 行政抗告事件</p>

(エ) 民事及び行政に関する事件について
生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件(準再審事件を含む。以下同じ。)は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(エ) 民事及び行政に関する事件について
生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判(追加裁判を含む。)を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件(準再審事件を含む。以下同じ。)は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
--	-------------------------------------

(3) 令和4年11月1日から、次のとおり変更した。
〔第2 裁判事務の分配〕

旧	新
<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事</p>	<p>2 本庁</p> <p>(1) 民事及び行政に関する事件の分配</p> <p>ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>イ 控訴事件は、</p> <p>(ア) 一般民事控訴事件</p> <p>(イ) 労働関係民事控訴事件</p> <p>(ウ) 行政控訴事件</p> <p>の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。</p> <p>ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p>(ア) 選挙に関する訴訟事件</p> <p>(イ) その他の行政訴訟事件</p> <p>(ウ) 人身保護請求事件</p> <p>エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事</p>

件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る。両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について

件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限る。両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について

<p>生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。</p> <p>サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p>	<p>生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部の次順位の民事部に分配する。</p> <p>サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。</p> <p><u>シ ア、イ及びエの定めにかかわらず、令和4年11月1日から令和5年3月15日までの期間に受け付けた上告事件、事件記録の重量が5キログラム未満、5キログラム以上15キログラム未満及び15キログラム以上40キログラム未満の各区分の控訴事件並びに抗告事件は、各種別ごとに、受付順に従い、民事第1部、民事第3部及び民事第4部に各23分の6、民事第2部に23分の5の割合で、順次分配する。</u></p>
--	--

3 司法行政事務の代理順序の定めの一部変更について

(1) 令和4年10月6日から、次のとおり変更した。

[第5 司法行政事務の代理順序]

旧	新
<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 永 野 庄 彦 第2順位 判 事 吉 村 典 晃</p>	<p>1 長官に差し支えがあるときの代理順序</p> <p>第1順位 判 事 永 野 庄 彦 <u>第2順位 判 事 杉 山 慎 治</u></p>

(2) 令和4年11月29日から、次のとおり変更した。
 [第5 司法行政事務の代理順序]

旧	新
2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序	2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序
第1順位 判 事 吉 田 尚 弘 第2順位 判 事 加 藤 靖	<u>第1順位 判 事 山 田 耕 司</u> 第2順位 判 事 加 藤 靖

第3 報告事項

- 1 事件の回付について
別紙第2のとおり
- 2 裁判官の職務代行について
別紙第3のとおり
- 3 各種委員及び係裁判官の定めの一部変更について
 (1) 令和4年10月6日から、次のとおり変更した。
 [第6 各種委員及び係裁判官]

旧	新
1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長 官 團 藤 丈 士 判 事 永 野 庄 彦 判 事 吉 村 典 晃 判 事 長谷川 恭 弘 判 事 土 田 昭 彦 判 事 松 村 徹 判 事 田 邊 三保子 常置委員規程2条1項3号の委員 判 事 鵜 飼 祐 充 判 事 入 江 克 明 常置委員規程2条1項4号の委員 支部長 森 浩 史	1 常置委員 常置委員規程2条1項1, 2号の委員 委員長 長 官 團 藤 丈 士 判 事 永 野 庄 彦 <u>判 事 長谷川 恭 弘</u> <u>判 事 杉 山 慎 治</u> 判 事 土 田 昭 彦 判 事 松 村 徹 判 事 田 邊 三保子 常置委員規程2条1項3号の委員 判 事 鵜 飼 祐 充 判 事 入 江 克 明 常置委員規程2条1項4号の委員 支部長 森 浩 史
2 判例委員会	2 判例委員会

委員長	長判	官事	團永	藤野	丈野	士彦	委員長	長判	官事	團永	藤野	丈野	士彦
委員	判事	判事	吉村	村典	野典	彦晃	委員	判事	判事	永村	野典	野典	彦晃
同	判事	判事	長谷川	川恭	川恭	弘彦	同	判事	判事	長谷川	川恭	川恭	弘彦
同	判事	判事	土田	田昭	田昭	彦史(金沢支部)	同	判事	判事	長谷川	山慎	山慎	治彦
同	判事	判事	森村	村徹	村徹	史(金沢支部)	同	判事	判事	土田	昭彦	昭彦	彦史(金沢支部)
同	判事	判事	松邊	邊三保子	邊三保子	徹	同	判事	判事	森村	徹	徹	史(金沢支部)
同	判事	判事	田江	江克明	江克明	子	同	判事	判事	松村	徹	徹	史(金沢支部)
同	判事	判事	入後	後眞知子	後眞知子	子(事務局長)	同	判事	判事	田邊	三保子	三保子	徹
幹事	判事	判事	澤溝	溝智理	溝智理	佳	同	判事	判事	入江	克明	克明	子
同	判事	判事					同	判事	判事	後藤	眞知子	眞知子	子(事務局長)
							同	判事	判事	澤溝	智理	智理	佳
							同	判事	判事	溝	口	口	佳

(2) 令和4年11月29日から、次のとおり変更した。
 [第6 各種委員及び係裁判官]

旧	新
1 常置委員	1 常置委員
常置委員会規程2条1項1、2号の委員	常置委員会規程2条1項1、2号の委員
委員長 長官 團藤丈士	委員長 長官 團藤丈士
判事 永野 野彦	判事 永野 野彦
判事 長谷川 川弘	判事 長谷川 川弘
判事 杉山 山慎	判事 杉山 山慎
判事 土田 田昭	判事 土田 田昭
判事 松村 村徹	判事 松村 村徹
判事 田邊 三保子	判事 田邊 三保子
常置委員会規程2条1項3号の委員	常置委員会規程2条1項3号の委員
判事 鶴飼 祐充	判事 鶴飼 祐充
判事 入江 克明	判事 入江 克明
常置委員会規程2条1項4号の委員	常置委員会規程2条1項4号の委員
支部長 森 浩 史	<u>支部長 吉田尚弘</u>
2 判例委員会	2 判例委員会
委員長 長官 團藤丈士	委員長 長官 團藤丈士
委員 判事 永野 野彦	委員 判事 永野 野彦
同 判事 長谷川 川弘	同 判事 長谷川 川弘
同 判事 杉山 山慎	同 判事 杉山 山慎
同 判事 土田 田昭	同 判事 土田 田昭

同	判	事	森	浩	史 (金沢支部)	同	判	事	松	村	徹
同	判	事	松	村	徹	同	判	事	田	邊	三保子
同	判	事	田	邊	三保子	同	判	事	吉	田	尚弘 (金沢支部)
同	判	事	入	江	克明	同	判	事	入	江	克明
幹事	判	事	後	藤	眞知子	幹事	判	事	後	藤	眞知子
同	判	事	澤	村	智子 (事務局長)	同	判	事	澤	村	智子 (事務局長)
同	判	事	溝	口	理佳	同	判	事	溝	口	理佳

- 4 裁判官以外の裁判所職員の人事異動等について
別紙第4のとおり
- 5 裁判官以外の裁判所職員の昇格について
別紙第5のとおり
- 6 その他
別紙第6のとおり

別紙第1の1

令和5年度における裁判官の配置、裁判事務の分配、裁判官に
差し支えがあるときの代理順序、開廷日割及び使用法廷、司法
行政事務の代理順序等の定め

令和5年 1月 1日施行

第1 裁判官の配置

1 本庁

民事第1部	裁判長	判事	松村	徹
		判事	入江	克明
		判事	溝口	理佳
		判事	片山	博仁
民事第2部	裁判長	判事	長谷川	恭弘
		判事	寺本	明広
		判事	松田	敦子
民事第3部	裁判長	判事	土田	昭彦
		判事	山本	万起子
		判事	西野	光子
		判事	秋吉	信彦
民事第4部	裁判長	判事	永野	庄彦
		判事	真田	尚美
		判事	内山	真理子
		判事	飯塚	隆彦
刑事第1部	裁判長	判事	杉山	慎治
		判事	田中	聖浩
		判事	内山	孝一
		判事	谷口	吉伸
		判事	須田	健嗣 (兼務)
刑事第2部	裁判長	判事	田邊	三保子
		判事	後藤	眞知子
		判事	鵜飼	祐充
		判事	海瀬	弘章

		判 事	須 田 健 嗣
特 別 部	裁判長	長 官	團 藤 丈 士
		判 事	永 野 庄 彦
		判 事	長谷川 恭 弘
		判 事	杉 山 慎 治
		判 事	田 邊 三保子
		判 事	後 藤 眞知子
		判 事	山 本 万起子
		判 事	澤 村 智 子

2 金沢支部

第 1 部 (民事)	裁判長	判 事	吉 田 尚 弘
		判 事	森 浩 史 (代行)
		判 事	山 田 耕 司
		判 事	加 藤 靖
		判 事	平 野 剛 史
		判 事	南 うらら
第 2 部 (刑事)	裁判長	判 事	山 田 耕 司
		判 事	森 浩 史 (代行)
		判 事	加 藤 靖
		判 事	平 野 剛 史
		判 事	南 うらら

第 2 裁判事務の分配

1 本庁と金沢支部

(1) 本庁は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、金沢支部が取り扱う事件を除くその余の事件を取り扱う。

(2) 金沢支部は、名古屋高等裁判所の権限に属する事件のうち、福井、金沢及

び富山の地方裁判所及び家庭裁判所の管轄区域に属する事件（裁判所法16条3号、4号の事件、裁判官分限法3条1項の事件及び差し戻された事件を除く。）を取り扱う。

2 本庁

(1) 民事及び行政に関する事件の分配

ア 上告事件は、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

イ 控訴事件は、

(ア) 一般民事控訴事件

(イ) 労働関係民事控訴事件

(ウ) 行政控訴事件

の各種別ごとに、事件記録の重量が5キログラム未満のもの、5キログラム以上15キログラム未満のもの及び15キログラム以上40キログラム未満のものに区分し、種別及び区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。40キログラム以上のものは、上記種別に関わりなく、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、控訴状が当庁に提出されたときは、以上の定めとは別に民事各部に順次分配する。

ウ 第一審事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

(ア) 選挙に関する訴訟事件

(イ) その他の行政訴訟事件

(ウ) 人身保護請求事件

エ 抗告事件は、次の種別ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

ただし、抗告状が当庁に提出された事件は、これとは別に民事各部に順次分配する。また、審判前の保全処分に対する抗告事件とその本案審判に対する抗告事件は、両事件を同一日に受け付けた場合に限り、両事件を同一の部に分配する。

(ア) 民事抗告事件（再抗告事件を含む。ただし、遺産分割審判事件に対するもの（以下「遺産分割抗告事件」という。）を除く。）

(イ) 遺産分割抗告事件

(ウ) 行政抗告事件

(エ) 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件

オ 一の部に分配した上告、控訴及び抗告の事件と原裁判（追加裁判を含む。）を同じくする後に受理した上告、控訴、抗告及び高等裁判所が第一審として行う家事審判の事件並びにこれらの事件に対する当事者参加申立、反訴及び選定者に係る請求の追加事件は、アからエまでの定めにかかわらず、最初に分配を受けた部に分配する。この場合においては、事件の分配上は件数として数えない。

カ 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件は、調停に付した部に分配する。この場合においては、当該部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

キ 再審事件（準再審事件を含む。以下同じ。）は、原裁判をした部に分配する。

ク 差戻事件は、事件記録の重量が5キログラム未満のものと5キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、民事各部に順次分配する。ただし、これによって定まる部が当該事件の原裁判をした部であるときは、次順位の部に分配し、後者が直近に受けるべき同一区分に属する差戻事件を前者に分配する。

ケ 民事部の裁判官又は書記官に関する除斥及び忌避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部の次順位の民事部に分配する。

コ 民事及び行政に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の

属する部の次順位の民事部に分配する。

サ その他の事件は、これに関連する本案事件が係属し、又は終局した部に分配する。ただし、本案事件の係属する部が未定のものは、受付順に従い、民事各部に順次分配する。

シ ア、イ及びエの定めにかかわらず、3月15日までに受け付けた上告事件、事件記録の重量が5キログラム未満、5キログラム以上15キログラム未満及び15キログラム以上40キログラム未満の各区分の控訴事件並びに抗告事件は、各種別ごとに、受付順に従い、民事第1部、民事第3部及び民事第4部に各23分の6、民事第2部に23分の5の割合で、順次分配する。

(2) 刑事に関する事件（心神喪失者等医療観察及び少年保護に関する事件を含む。以下同じ。）の分配

ア 控訴事件は、別に定めるものを除き、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

イ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律により裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、事件記録の重量が10キログラム未満のもの、10キログラム以上25キログラム未満のもの、25キログラム以上50キログラム未満のもの及び50キログラム以上のものに区分し、区分ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、当審で差戻しの判決を言い渡した裁判員の関与した事件に対する控訴事件は、当該差戻しの判決を言い渡した部以外の部に分配する。

ウ 刑事訴訟法419条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配

する。

なお、

に受け付けた事件は刑事第1部に、
に受け付けた事件は刑事第2部に分配する。

エ 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律に係る抗告事件（民事訴訟手続に移行後の同手続に関するものを除く。）は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

オ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律64条の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

カ 少年法32条の抗告事件及び抗告受理申立事件は、その種別ごとに、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。ただし、同一少年に係る抗告事件と抗告受理申立事件が係属した場合には、先に受理した事件の分配を受けた部に後に係属することとなった事件を分配する。

なお、
に受け付けた事件は刑事第1部に、
に受け付けた事件は刑事第2部に分配する。

キ 刑事訴訟法428条2項の異議申立事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

なお、4（1）の定めにより、金沢支部から回付された事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する

ク 再審事件は、原裁判をした部に分配する。

ケ 差戻事件は、原裁判をした部以外の刑事部に分配する。

コ 刑事部の裁判官又は書記官に関する忌避及び回避の申立事件は、当該裁判官又は書記官の属する部以外の刑事部に分配する。

サ 刑事に関する事件について生じた法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件は、受付順に従い、刑事各部に順次分配し、当該法律違反事

件の異議申立事件は、原裁判をした部又は原裁判をした裁判官の属する部以外の刑事部に分配する。

なお、

に受け付けた事件は刑事第1部に、
に受け付けた事件は刑事第2部に分配する。

シ その他の事件については、本案事件に関連するものは、本案事件の係属し、又は終局した部に分配し、それ以外の場合は、受付順に従い、刑事各部に順次分配する。

(3) 裁判所法16条4号の事件及び裁判官分限法3条1項の事件は、特別部において取り扱う。

(4) 事件の分配を受けるべき部の裁判官に除斥原因があるため、合議体を構成することができないとき（民事訴訟法325条4項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいるため、合議体を構成することができないときを含む。）は、当該事件は、その妨げのない次順位の部に分配する。この場合においては、後者が直近に受けるべき同一の種別、区分に属する事件を前者に分配する。

(5) 事件が部に分配された後に、当該部の裁判官に除斥原因が生じ、又は除斥事由のあることが判明したため、合議体を構成することができない場合（民事訴訟法325条4項により当該事件の裁判に関与することのできない裁判官がいることが判明したため、合議体を構成することができない場合を含む。）において、当該部において当該事件を処理することが相当でないと認めるときは、民事又は刑事各部間の協議により、当該事件を他の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。

(6) 部を異にして分配された数個の事件が相互に関連するため、当該事件を併せて審理することが相当であると認めるときは、関係部間の協議により、当該

事件を一の部に分配替えすることができる。この場合においては、(4)の後段を準用する。

(7) 各部の前年度未済事件は、当該部において引き続き取り扱う。

(8) 新受事件は、前年度に引き続き分配し、年度更新をしない。

3 金沢支部

(1) 民事及び行政に関する事件は、第1部に分配する。

(2) 家事事件手続法274条3項により事件を調停に付した上、自ら処理することとした家事調停事件については、第1部の一人の裁判官を同条4項の裁判官とする。

(3) 刑事に関する事件は、第2部に分配する。

(4) 法廷等の秩序維持に関する法律違反事件の抗告事件については、民事及び行政に関する事件について生じたものは第1部に、刑事に関する事件について生じたものは第2部に分配する。

(5) 高等裁判所の決定に対する異議申立事件は、当該決定をした部以外の部に分配する。

(6) 除斥、忌避及び回避の申立事件については、第1部の裁判官又は書記官に関するものは第2部に、第2部の裁判官又は書記官に関するものは第1部に分配する。

4 その他

(1) 金沢支部において事件の分配を受けた部が合議体を構成することができないときは、長官は、当該事件を本庁に回付することができる。

(2) 1から3までの定めにより本庁と金沢支部の各部に分配された事件を当該部において取り扱うことが相当でないと認めるときは、長官は、当該事件を回付し、又は他の部に分配替えすることができる。本庁各部相互間において事件の分配替えをした場合においては、2の(4)の後段を準用する。

第3 裁判官に差し支えがあるときの代理順序

1 本庁

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部の他の裁判官が第1の1に掲げる順序により代理する。ただし、特別の理由があるときは、長官が指名する裁判官が代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官（裁判長を除く。）のうち、長官が指名する裁判官が代理する。

(3) 一の部に属する裁判官全員に差し支えがあるときの代理順序は、次のとおりとする。

ア 民事及び行政に関する事件については、民事第1部と民事第2部の間において、民事第3部と民事第4部の間において、それぞれ相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。

イ 刑事に関する事件については、刑事第1部と刑事第2部の間において相互に代理する。ただし、急を要する事件について代理すべき部にも差し支えがあるときは、長官が指定する他の部において代理する。

(4) 自然災害発生時等の緊急時においては、(1)から(3)の定めにかかわらず、長官が指名する裁判官が代理することができる。

2 金沢支部

(1) 裁判長に差し支えがあるときは、その部に属する他の裁判官又は他の部の裁判長のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

(2) 一の部に属する裁判官に差し支えがあり、当該部の裁判官によって合議体を構成することができないときは、他の部に属する裁判官のうち、支部長が指名する裁判官が代理する。

第4 開廷日割及び使用法廷

1 本庁

(1) 民事及び刑事各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使 用 法 廷
民事第1部	月、火、木	1001号法廷、1006号法廷
民事第2部	月、水、金	1001号法廷、1006号法廷
民事第3部	月、水、金	1004号法廷、1005号法廷
民事第4部	月、火、木	1004号法廷、1005号法廷
刑事第1部	月、水、金(第1、3、5) 金(第2、4)	1002号法廷 1003号法廷
刑事第2部	火、木、金(第2、4) 金(第1、3、5)	1002号法廷 1003号法廷

(2) 特別部は、随時、適宜の法廷において開廷する。

2 金沢支部

各部の開廷日割及び使用法廷は、次のとおりとする。ただし、各部は、必要に応じ、随時、適宜の法廷において開廷することができる。

部 名	開 廷 日 割	使用法廷
第1部(民事)	月、水、金(午後) 月、火、水、木、金	201号法廷 304号法廷
第2部(刑事)	火、木、金(午前)	201号法廷

第5 司法行政事務の代理順序

1 長官に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 永 野 庄 彦

第2順位 判 事 杉 山 慎 治

2 金沢支部長に差し支えがあるときの代理順序

第1順位 判 事 山 田 耕 司

第2順位 判 事 加 藤 靖

3 部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときは、当該部の他の裁判官が

第1に掲げる順序により代理する。

第6 各種委員及び係裁判官

1 常置委員

常置委員会規程2条1項1、2号の委員

委員長	長官	團藤	丈士
	判事	永野	庄彦
	判事	長谷川	恭弘
	判事	杉山	慎治
	判事	土田	昭彦
	判事	松村	徹
	判事	田邊	三保子

常置委員会規程2条1項3号の委員

	判事	寺本	明広
	判事	谷口	吉伸

常置委員会規程2条1項4号の委員

	支部長	吉田	尚弘
--	-----	----	----

2 判例委員会

委員長	長官	團藤	丈士
委員	判事	永野	庄彦
同	判事	長谷川	恭弘
同	判事	杉山	慎治
同	判事	土田	昭彦
同	判事	松村	徹
同	判事	田邊	三保子
同	判事	吉田	尚弘 (金沢支部)
同	判事	入江	克明

幹事判事 後藤 眞知子
同判事 澤村 智子 (事務局長)
同判事 溝口 理佳

3 広報委員会

委員長判事 澤村 智子 (事務局長)
委員判事 谷口 吉伸
同判事 飯塚 隆彦
同判事 南 うらら (金沢支部)

4 資料事務指導係裁判官

判事 山本 万起子
判事 田中 聖浩
判事 澤村 智子 (事務局長)

5 研修指導係裁判官

判事 溝口 理佳

別紙第3

職務代行一覧

発令日	職務代行庁	新官職	現官職	氏名	職務代行期間		発令庁
					始期	終期	
R4.8.31	名古屋高判事	名古屋地家豊橋支判事(支部長)・豊橋簡裁判事(司掌者)	名古屋高判事・名古屋簡裁判事	田邊浩典	R4.8.31	R4.10.31	高裁
R4.11.1	名古屋高判事		名古屋地家豊橋支判事(支部長)・豊橋簡裁判事(司掌者)	田邊浩典	R4.11.1	R4.12.28	高裁
R5.1.1	津地家四日市支判事補・四日市簡裁判事		名古屋地家判事補・名古屋簡裁判事	川内真里	R5.1.1	R5.3.31	高裁

常置委員会諮問等事項

事務職・書記職幹部職員等一高裁任命権. 参考:最高裁発令事項等

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
令和4.8.1	中村 多佳子	名古屋高裁刑事次席書記官	岐阜地裁刑事首席書記官	最高裁発令事項
令和4.8.1	徳田 淳二	津家裁首席書記官	名古屋高裁刑事次席書記官	最高裁発令事項
令和4.8.1	山田 一伸	名古屋地裁事務局次長	津家裁首席書記官	最高裁発令事項
令和4.8.1	宮崎 真人	名古屋高裁事務局総務課文書企画官	名古屋地裁事務局次長	最高裁発令事項
令和4.8.1	久保 隆一		名古屋高裁事務局総務課文書企画官	
和4.8.1	村上 政司	名古屋地裁事務局長	最高裁裁判部第二小法廷首席書記官	最高裁発令事項 昇任
令和4.8.1	和田 薫	名古屋家裁事務局長	名古屋地裁事務局長	最高裁発令事項
令和4.8.1	井藤 正勝	名古屋高裁民事首席書記官	名古屋家裁事務局長	最高裁発令事項
令和4.8.1	原田 明	名古屋地裁民事首席書記官	名古屋高裁民事首席書記官	最高裁発令事項
令和4.8.1	谷口 哲文	岐阜地裁事務局長	名古屋地裁民事首席書記官	最高裁発令事項
令和4.8.1	杉山 洋一	最高裁事務総局経理局厚生管理官	岐阜地裁事務局長	最高裁発令事項
令和4.8.1	齊藤 志穂		名古屋地裁民事次席書記官	最高裁発令事項

[Redacted]				[Redacted]
				[Redacted]
[Redacted]				[Redacted]
				[Redacted]
				[Redacted]
				[Redacted]
[Redacted]				[Redacted]
				[Redacted]

調査職一高裁任命権. 参考: 最高裁発令事項等

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考
令和4.8.1	高橋 直人	名古屋家裁首席家庭裁判所調査官兼名古屋高裁家裁調査官 [Redacted]	最高裁家庭審議官	本務につき、最高裁発令事項昇任 併任解除につき、名古屋高裁発令事項

令和4.8.1	松田 圭介	総研事務局次長	名古屋家裁首席家庭裁判所調査官兼名古屋高裁家裁調査官	本務につき、最高裁発令事項併任につき、名古屋高裁発令事項
令和4.8.1	泉 敦子		東京家裁総括主任家庭裁判所調査官	最高裁発令事項

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

発令日	氏名	旧所属・官職	新所属・官職	備考

裁判官以外の裁判所職員の昇格等

1

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

2

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

3

[Redacted]

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

4

[Redacted]

所属庁	官職	氏名	備考
[Redacted]			

開示申出状況

令和4年11月30日現在

	申出日 (受理日)	開示申出内容(司法行政文書の名称等)	終局(通知)日	終局(通知)結果	苦情の有無
1	令和4年3月18日 (令和4年3月22日)		令和4年6月8日	一部開示 (不開示情報、開示 に代わる情報提供)	
2	令和4年6月15日 (令和4年6月15日)		令和4年6月30日	不開示 (文書不存在)	
3	令和4年6月16日 (令和4年6月20日)		令和4年7月5日	一部開示 (不開示情報、開示 に代わる情報提供)	
4	令和4年4月29日 (令和4年5月2日)		令和4年7月11日	全部開示	あり
5	令和4年5月25日 (令和4年5月30日)		令和4年7月11日	全部開示	
6	令和4年4月12日 (令和4年4月15日)		令和4年7月12日	不開示 (文書不存在)	
7	令和4年4月12日 (令和4年4月15日)		令和4年7月12日	一部開示 (文書不存在、グロー マー拒否)	あり

8	令和4年5月25日 (令和4年5月30日)		令和4年8月23日	一部開示 (不開示情報、開示 に代わる情報提供)	
9	令和4年5月25日 (令和4年5月30日)		令和4年8月23日	全部開示 (開示に代わる情報 提供)	
10	令和4年7月29日 (令和4年8月1日)		令和4年9月20日	一部開示 (不開示情報)	
11	令和3年10月18日 (令和3年10月18日) ※保有個人情報開示申 出		令和4年10月17日	一部開示 (不開示情報)	
12	令和4年10月13日 (令和4年10月13日) ※保有個人情報開示申 出		令和4年10月26日	不開示 (文書不存在)	
13	令和4年10月13日 (令和4年10月13日) ※保有個人情報開示申 出		令和4年10月26日	不開示 (文書不存在)	

※ 令和4年6月2日から令和4年11月30日までに終局(通知)をした開示申出である。

※ 上記のほか、令和4年11月30日までに終局(通知)をしていない開示申出が13件ある。